

## こんなとき、 ご相談ください

貸家を無断で転貸された  
滞納家賃を支払ってほしい  
敷金を返してくれない  
大家が賃料を受取ってくれない  
裁判所から訴状が届いた  
借金の保証人を頼まれた  
英会話学校との契約を止めたい  
高額なサイト利用料を請求されている  
未公開株を買わされた  
購入した車が事故車だった  
車の修理代を請求したい  
お金を確実に返してもらえない  
マンション管理費を支払ってもらえない  
隣の地主と境界について争いがある  
隣の犬に噛まれた  
相続人のひとりが行方不明である  
遺言を書きたい  
遺留分請求とはどういう請求？  
畑の名義がひいお爺さんのままだ  
離婚した夫の厚生年金を半分もらえると聞いたことがあるが  
元夫に財産分与の請求をしたい  
会社をつくりたい  
会社の役員を変更したい  
売掛金を回収したい  
子供に会社の事業を譲りたい

054-289-3704

平日午後2時～5時

お気軽にお電話ください  
司法書士を紹介しています

## 法務局による人権侵犯救済手続き

法務省人権擁護局のホームページには、「介護老人施設の職員が寝たきりの入居者に対したたいたり暴言を発している」「老人ホームの施設運営者が入所者に対し不当な身体拘束を行っている」「中学生の子が学校の教諭から体罰を受けた」「同棲相手から長期にわたって外出を制限されている」など、人権救済手続きが開始された事例が紹介されています。

上記のような事例のほかにも、差別、いじめ、セクハラ、パワハラ、インターネット上の名誉棄

損などにより、多くの人権侵犯が生じています。

これらの問題に対しては、刑事手続きで加害者の処罰を求めたり、民事手続きで加害者に損害賠償を求めたりすることが考えられますが、必ずしも万全な救済結果がもたらされるわけではありません。

一方、法務局が行う人権救済手続きでは、「援助」（例・避難所の緊急確保、福祉事務所・児童相談所等の関係機関との連携の模索）、「調整」（例・加害者と被害者との話し合いの仲介）、

「説示」（例・加害者への直接的指導）、「要請」（例・プロバイダ業者に対する侵犯情報の削除要求）など、事案に応じた柔軟な措置が期待できます。

人権侵犯を受けた方から依頼を受け、法務局に対し被害の申告をして救済を求める書面を作成することも、私たち司法書士の業務のひとつとされています。

司法書士の倫理規定においても、司法書士の使命は国民の権利擁護と社会正義の実現にあると宣言しているところです。

## 再転相続にご注意を！

甲が死亡すると（第1相続）、甲の相続人・乙は3ヶ月以内（熟慮期間という）に甲の遺産を相続するか放棄するかを選択することができます。

乙がその選択をしないまま熟慮期間内に死亡すると（第2相続）、乙の相続人・丙は第1相続と第2相続の両方の相続人となります。

「再転相続」と呼ばれる事例です。

この事例で丙は、第2相続について乙の遺産を相続するか放棄するかを選択ができることはもちろんですが、第1相続について甲の遺産を相続するか放棄するかを選択権も持つこととなります。

なぜなら、遺産を相続

するか放棄するかを選択する権利そのものが「遺産」を構成すると考えられているからです。

つまり、乙は第1相続について選択権を行使しないまま熟慮期間内に死亡したので、「第1相続に関する選択権」という権利を第2相続によって丙が相続したこととなり、丙が乙に代わって選択権を行使できることになるのです。

もっとも、乙は甲の死亡から3ヶ月が経過すると原則として相続放棄ができなくなります。したがって、第1相続に関する熟慮期間の経過後に第2相続が発生した場合には、丙はもはや第1相続について放棄をすること

はできません。

再転相続となる場合、丙は第1相続と第2相続のいずれも放棄できますが、いったん第2相続の放棄をした場合には「第1相続に関する選択権」も含めて放棄したこととなりますので、もはや第1相続について甲の遺産を相続することはできません。また、丙が放棄をした場合、「第1相続に関する選択権」はさらに次順位の相続人に承継されることにも注意が必要です。

簡単なようで奥深いのが相続手続きです。思わぬ不利益が生じないように、専門家に相談しながら慎重に進められることをお勧めします。

## 事件簿より ～相続は人間関係の縮図です～

田中さんは、息子さんと共に事務所を訪れた。先日、母親が亡くなり相続手続きを進めたいとのことであった。

息子さんは第一印象から爽やかで、名刺にはA株式会社、代表取締役であった。その後、田中さんの名刺を受け取ると同じくA株式会社、取締役という肩書が見えた。聞けば田中さんが先代から引き継いだ小さな町工場を息子さんが引き継いだとのこと。

「会社の経営の方はいかがですか？」と私が息子さんに尋ねると「ええ、お陰様で順調です」とやはり爽やかな声で答えが返ってきた。「それはいいですね」と言いながら、ふと横にいる田中さんの顔を見ると目を細めて満面の笑みを浮かべていた。「田中さん、良かったですね。私もいろいろな会社の社長さんとお話をしますが、会社をど

う引き継いでいくかを、皆さん、悩んでいらっしゃいますよ。息子さんに上手くバトンタッチできてよかったですね」「それは、私も本当に喜んでいるのですけどね…」

満面の笑みを浮かべていた田中さんの顔が、今度はみるみるうちに曇りだしたのでした。

「どうしました？」「ほかでもない、母親の相続のことなのですけどね…」

「そうでしたね。お母様が亡くなられたということでしたよね」「実は、息子に任せた会社の敷地が私の母の名義なのです」「なるほど、それでは私の方から少しお聞きしますね」と田中さんへいくつか質問を始めた。「相続人さんは何名いらっしゃいますか」「私と弟の二人です」「弟さんはなんておっしゃっているのですか？」「そ



れが、まだ、しっかりと話ができないのです。ただ、弟は父の相続のときに自分の家の敷地を相続していますし、母は私が面倒を見てきました。それなのに、母の相続の話になると、むっとした顔をして家の中に引っ込んでしまうのです」

再び、私から田中さんへ質問をした。「お母様の財産はその土地の他に何かありますか。例えば、預貯金とか」「農協に少しだけ定期が残っています」「田中さんは、どうされたいと考えているのですか？」「できれば土地を私の名義にして、事業を引き継い

でくれた息子に託したいと考えています」「田中さんのお気持ちはわかりました。ただ、ご存知のとおり、お母様の遺産を分けるには、田中さんと弟さんとでしっかり話し合いをしていただいて、その結果を遺産分割協議書という書面にする必要があります」私が説明し終わると同時に田中さんは口を真一文字に閉じて沈黙していた。

その様子を見ながら横にいた息子さんが「先生、それは父もわかっているのです。ただ、叔父が…」と割り込んできた。

少し沈黙が続いたあと、私はゆっくり田中さんに話しかけた。「私からどちらがどれくらい貰うべきだとは言えません。お二人でとことん話し合い決めていただくこととなります。ここからは、一般論として聞いてくださ

い。兄弟にはそれぞれ思いがあります。相続は今までの人間関係の縮図です。そして、兄弟には光と影があると私は感じています。例えば、親がかけてきた言葉の積み重ねが長い時間をかけて、光と影をつくってしまっています」

すると田中さんが「そういえば、弟はいつも私に会うと“兄貴ばかり”と言っていました」「そこにヒントがあると思いますよ」

私はすかさず、一枚の紙を用意して、目の前にあるコップに横からその紙を当てた。「これではコップは動きません。でも…」と今度は、コップの下に紙を敷いてその紙を横に引っ張った。すると田中さんは「なるほど、下に入り込めば動くのですね」「まずは、弟さんの話をしっかりと聞いてあ

げてください。聞くに堪えない言葉を浴びるかもしれません。でも、それは弟さんの心に溜まっている心の膿と違って聞いてあげてください」田中さんは、しばらく沈黙したあと「やってみます」と凛とした声で返事をした。

それから半月後、田中さんが突然、事務所を訪れ、入るなり「先生、ありがとうございます」と深々と頭を下げた。顔を上げるとそこには息子さんを見て満面の笑みを浮かべたときと同じ細い目をしながら、「弟と話し合いをすることができました。ありがとうございます」「そうですか。頑張りましたね」「はい、頑張りました。少し辛かったですけど」と少し苦笑いをしながらも、田中さんの顔は、息子さんへの事業承継の道が開けた安堵感でいっぱいであった。

### 相続登記はお済みですか？

県司法書士会では、毎年2月を「相続登記はお済みですか」月間と定め、県内各地に特設会場を設けて相続に関する無料相談会を開催いたします（会場によっては事前のご予約が必要ですので、県司法書士会のウェブサイトでご確認ください）。

また、2月1日から28日まで、県内すべての司法書士事務所において相続に関するご相談に無料で対応いたします（登記手続きや裁判手続きをご依頼される場合は有料となりますので、ご注意ください）。

相続登記を長期間にわたって放置することにはさまざまなリスクが伴います。この機会に、県民の皆さんへのご案内をお願いします。

なお、通常の電話相談・面接相談も開催しておりますので、ご活用ください！

**司法書士総合相談センターしずおか**  
電話相談はこちらへ！ 054-289-3704

**ご相談は無料です！！**

### お近くの面接相談は

〈中部相談会場〉

静岡県司法書士会館

〈西部相談会場〉

浜松市福祉交流センター

〈東部相談会場〉

三島商工会議所

〈天竜相談会場〉

浜松市天竜区役所

〈下田相談会場〉

下田市中央公民館

〈細江相談会場〉

浜松市北区役所

※相談時間のお問合せ・ご予約は

**054-289-3700**